

| No. | 項目 | 質問 | 回答 |
|------|---------|--|--|
| 申請書類 | | | |
| 1 | 申請書類全般 | 提出した申請書類は一般に公開されるのか。 | 移管先候補者の決定後、移管対象保育所の保護者が希望する場合、申請書類の内容を保護者に公開することがあります。 |
| 2 | 添付書類① | 「3 表者の履歴」となっているが、「代表者の履歴」のことか。また、一般的な履歴書で問題ないか。 | 脱字について、お詫び申し上げます。「代表者の履歴」で間違いありません。様式については、任意としておりますので、一般的な履歴書でも結構です。 |
| 3 | | 「7 定款規約等」について、定款のみで良いか。 | 規約や寄付行為についての書類がある場合は提出してください。 |
| 4 | | 「8 法人登記簿謄本」及び「9 印鑑証明書」について、発行後6箇月のものでも良いか。 | 申請日前3箇月以内に発行されたものに限りです。 |
| 5 | | 「13 納税証明書」について、理事長が京都市内在住の場合の納税証明書で良いか。 | 法人分については、国税及び市税に関する納税証明書を提出してください。ただし、社会福祉法人及び宗教法人については、法人（市民）税及び消費税の課税対象となる事業を行っていない場合、固定資産税の課税対象となる不動産を所有していない場合は提出不要です。 代表者分については、代表者の住所が本市である場合のみ提出が必要です。 |
| 6 | | 「14 暴力団員等に該当しないことの誓約書」について、どの程度の範囲まで記載する必要があるのか。 | 記載する範囲については指定しませんが、通常、法人の理事、監事等の役員、主たる使用人（施設管理者等）について記載していただいています。 |
| その他 | | | |
| 7 | 保護者のページ | 要望書や申入書等が複数添付されているが、京都市としてはどのように対応しているのか。 | 保護者から提出された要望書等については、その都度回答し、保護者の不安軽減に努めております。 各要望書等に対する回答内容は別紙及び別添を御覧ください。 |

| No. | 項目 | 質問 | 回答 |
|-----|--------|--|---|
| その他 | | | |
| 8 | 申請方法 | 『申請資格を確認する書類の受付期間』に申請できなかった場合、『申請資格の確認に必要な書類以外の書類の受付期間』にまとめて申請しても良いか。 | 『申請資格の確認に必要な書類以外の書類の受付期間』にまとめて申請することは認められません。 |
| 9 | 質疑及び回答 | 申請資格を確認する書類の提出後、新施設の設計に当たり、尋ねたい内容が出てくるかもしれないが、質疑の受付期間以降も質疑を受け付けてもらえるか。 | 質疑の内容によって個別に判断します。回答する場合は、全ての申請者に質疑及び回答について連絡します。 |
| 10 | その他 | 崇仁保育所及び移転先の見学可能日を教えて欲しい。 | 別途調整しますので、5月11日（金）までの間で希望日を御連絡ください。 |